


継続審査中の請願・陳情について (高齢者支援・介護保険制度特別委員会)

福祉部 地域ケア推進課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 1 陳情第 18 号 長寿サポートセンターに関する陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 「江東ホーム内に長寿サポートセンターを設置して下さい」</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和元年 6 月 3 日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 [Redacted]</p>	<p>1 審査経過 令和元年 6 月 26 日 令和元年 10 月 16 日 令和元年 12 月 12 日 令和 2 年 3 月 23 日 令和 2 年 6 月 25 日 令和 2 年 10 月 20 日 令和 2 年 12 月 11 日 令和 3 年 3 月 23 日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 区の高齢者に関する相談支援体制については、平成 29 年に見直しを行った。長寿サポートセンター（地域包括支援センター）は、高齢者 5,000 人に対して 1 か所のセンターを設置する方針のもと、センターの再配置と高齢者人口の分布状況に応じた担当地区の見直しを行い、21センターという 23 区内でもかなり手厚い体制に移行した。 この変更に伴い、従前、江東ホーム内にあった在宅介護支援センターが廃止となった。 現在は、高齢者総合福祉センター内の東陽長寿サポートセンターが業務を適切に引き継いでいること、また、実態として電話やメールによる相談、また、自宅に訪問して相談を受けるといった対応の割合が高くなっており、現時点で新たに長寿サポートセンターを設置することは考えていない。</p>	

継続審査中の請願・陳情について (高齢者支援・介護保険制度特別委員会)

福祉部 介護保険課

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 2 陳情第2号 ケアプランの有料化は行わないよう求める決議をすることを求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 ケアプランの有料化は行わないよう、国に求める決議をしてください。</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和2年1月15日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 </p>	<p>1 審査経過 令和2年3月23日 令和2年6月25日 令和2年10月20日 令和2年12月11日 令和3年3月23日</p> <p>2 審査概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアプランの有料化については、社会保障審議会において、第9期介護保険制度の見直しの中で「ケアマネジメントに関する給付の在り方」として引き続き検討されることとなっている。 ・制度改正にあたっては、全国市長会を通じて、都市自治体をはじめ関係者の意見を十分踏まえ、持続可能な介護保険制度の確立を図ることを国に要望している。 	

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 2 陳情第 27 号 枝川一丁目の空き都有地に特別養護老人ホームを新設するとともに、誰もが安心して利用できるように介護施設利用料の大幅な軽減を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1) 枝川一丁目の空き都有地に特別養護老人ホームを新設すること (2) 誰もが安心して利用できるように介護施設利用料の大幅な軽減を行うこと</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和 2 年 6 月 1 日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 [Redacted]</p>	<p>1 審査経過 令和 2 年 6 月 25 日 令和 2 年 10 月 20 日 令和 2 年 12 月 11 日 令和 3 年 3 月 23 日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 当該都有地について、都としては、今のところ具体的な用途は決まっていないものの、今後利用する可能性があるため、現時点では区に貸し出す予定はないとのことである。 今後も引き続き、ほかの都有地等公有地への特養整備について検討していく。</p> <p>(2) 介護老人保健施設など利用料等にかかる経費は、居住費、食費など在宅でも要する経費の割合が大きく、それを除いた介護サービス費用に対する利用料 1 割負担額については、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、いずれも月額二、三万円前後となっている。 利用料の軽減施策として、居住費や食費などの利用者負担において、住民税非課税の方などを対象にした負担限度額の軽減制度などを実施している。</p>	

継続審査中の請願・陳情について (高齢者支援・介護保険制度特別委員会)

福祉部 福祉課

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 2 陳情第40号の4 新型コロナウイルス感染拡大防止のための情報公開とPCR検査の実施に関する陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (5) 介護事業所で働く職員に対し、定期的にPCR検査を実施すること (6) 特別養護老人ホーム等への入所予定者に対し、PCR検査を実施すること</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和2年9月1日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]</p>	<p>1 審査経過 令和2年10月20日 令和2年12月11日 令和3年3月23日</p> <p>2 審査概要 理事者から以下のとおり説明の上、質疑を行った。 ○ 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・グループホームの新規入所者のPCR検査費用に係る補助事業を令和2年11月から開始した。 ○ 通所系施設等の利用者・職員のPCR検査費用に係る補助事業を令和2年12月から開始した。</p>	<p>(厚生委員会付託分) (1) 新型コロナウイルス感染症の発生状況について、より詳細な情報を区民に提供すること (2) 保育園、障害者施設で働く職員に対し、定期的にPCR検査を実施すること</p> <p>(区民環境委員会付託分) (3) 清掃業務に従事する職員に対し、定期的にPCR検査を実施すること</p> <p>(文教委員会付託分) (4) 幼稚園、小中学校、江東きつずクラブで働く職員に対し、定期的にPCR検査を実施すること</p>

継続審査中の請願・陳情について (高齢者支援・介護保険制度特別委員会)

福祉部 福祉課

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 2 陳情第 45 号の 3 新型コロナウイルス感染者再拡大防止のための検査体制強化を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (3) 感染リスクの高い高齢者施設関係者に対し、定期的な PCR 検査を行うための予算を確保し、実施すること</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和 2 年 9 月 14 日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 [Redacted]</p>	<p>1 審査経過 令和 2 年 10 月 20 日 令和 2 年 12 月 11 日 令和 3 年 3 月 23 日</p> <p>2 審査概要 理事者から以下のとおり説明の上、質疑を行った。 ○ 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・グループホームの新規入所者の PCR 検査費用に係る補助事業を令和 2 年 11 月から開始した。 ○ 通所系施設等の利用者・職員の PCR 検査費用に係る補助事業を令和 2 年 12 月から開始した。</p>	<p>(厚生委員会付託分)</p> <p>(1) 感染リスクの高い保育園や児童館の施設関係者に対し、定期的な PCR 検査を行うための予算を確保し、実施すること</p> <p>(4) 3密を避けた安心した保育、こどもの居場所の確保が実施できる環境を整えるため、法令改正や設置基準の改善を求めること</p> <p>(6) 行政の責任として、新型コロナウイルス感染に関する公正で正確な情報を提供すること</p> <p>(7) コロナ禍において、保育園職員の処遇に適切でない対応や、利用する保護者に威圧的な休園要請が起きないように、指導を強化すること</p> <p>(文教委員会付託分)</p> <p>(2) 感染リスクの高い学校、幼稚園、放課後きッズクラブの施設関係者に対し、定期的な PCR 検査を行うための予算を確保し、実施すること</p>

		<p>(5) 3密を避けた安心した教育、こどもの居場所の確保が実施できる環境を整えるため、法令改正や設置基準の改善を求めること</p>
--	--	---

継続審査中の請願・陳情について (高齢者支援・介護保険制度特別委員会)

福祉部 福祉課

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 2 陳情第 46 号の 3 エッセンシャルワーカーズなどへの PCR 検査体制の強化を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (3) 介護施設の従事者、入所者等に対し、定期的な PCR 検査を実施すること</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和 2 年 9 月 15 日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 [Redacted]</p>	<p>1 審査経過 令和 2 年 10 月 20 日 令和 2 年 12 月 11 日 令和 3 年 3 月 23 日</p> <p>2 審査概要 理事者から以下のとおり説明の上、質疑を行った。 ○ 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・グループホームの新規入所者の PCR 検査費用に係る補助事業を令和 2 年 11 月から開始した。 ○ 通所系施設等の利用者・職員の PCR 検査費用に係る補助事業を令和 2 年 12 月から開始した。</p>	<p>(厚生委員会付託分)</p> <p>(1) 医療機関、保健所、障害者・福祉施設、保育園、児童館の従事者、各種施設の入所者、通院者に対し、定期的な PCR 検査を行うこと</p> <p>(4) 近い将来、希望する人に対し、PCR 検査を実施できるようにすること</p> <p>(5) 大学病院、民間病院、民間検査機関の協力を得て、ドライブスルーを含む必要な PCR 検査センターを作り、区で PCR 全自動検査装置を購入すること</p> <p>(6) 区保健所の医師、正規の保健師などの職員を増員し、検体採取・運搬、患者の送迎などについて体制を拡充すること。また、感染状況を定期的にデータによって判断し、対策方針づくりを行う専門家チームを設置すること</p> <p>(7) 予算は国、都に要請するとともに、区の基金を活用すること</p>

		<p>(文教委員会付託分)</p> <p>(2) 幼稚園、江東きつずクラブ、 小・中・高等学校の従事者、通 学者等に対し、定期的なPCR 検査を実施すること</p>
--	--	--


継続審査中の請願・陳情について（高齢者支援・介護保険制度特別委員会）

福祉部 介護保険課

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 2 陳情第 58 号 介護保険料を引き下げるなど、一層の介護保険の充実を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 (1) 保険料の設定にあたり、基金の取り崩し、一般会計からの補助を行い、値下げすること (2) 要支援から要介護に移行した者について、総合事業サービスに留め置かないこと (3) 特別養護老人ホームの待機者をなくすための施設整備を行うこと</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和 2 年 11 月 16 日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 [Redacted]</p>	<p>1 審査経過 令和 2 年 12 月 11 日 令和 3 年 3 月 23 日</p> <p>2 審査概要</p> <p>(1) 第 8 期の保険料については、要介護認定者及び介護サービス需要の増加により、一定の負担を求めることが必要であり、増額を避けることは困難であったが、介護給付費準備基金を有効に活用して増額幅を抑制した結果、月額保険料基準額は 5,800 円となり、23 区の中でも低廉な金額設定となった。一般会計からの補助は、若い世代の負担増加につながる事となるため、実施していない。</p> <p>(2) 総合事業の利用者が要支援から要介護になった際に、自治体の判断により、引き続き総合事業の利用を可能とする省令が発出されたが、総合事業に利用者を留め置く内容とはなっていない。 なお、本区において該当する事業は、ご近所ミニデイ（サービス B）のみであり、国のガイドラインを待って実施について検討を行う。</p> <p>(3) 特別養護老人ホームの整備は長期計画において、令和 6 年度までに新規 1 施設の整備を計画している。老朽化した区内特養でも、現在 2 施設が移転整備を計画しており、令和 4 年度には、施設規模の拡大に伴い増床となる予定である。</p>	

継続審査中の請願・陳情について (高齢者支援・介護保険制度特別委員会)

福祉部 介護保険課

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 3 陳情第 13 号 第 8 期の介護保険料の引き下げと、介護給付から総合事業への置きかえを行わないよう求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 (1) 第 8 期の介護保険料を引き下げること (2) 介護給付から総合事業への置きかえを行わないこと</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和 3 年 2 月 15 日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 </p>	<p>1 審査経過 令和 3 年 3 月 23 日</p> <p>2 審査概要</p> <p>(1) 第 8 期の保険料については、要介護認定者及び介護サービス需要の増加により、一定の負担を求めることが必要であり、増額を避けることは困難であったが、介護給付費準備基金を有効に活用して増額幅を抑制した結果、月額保険料基準額は 5,800 円となり、23 区の中でも低廉な金額設定となった。</p> <p>(2) 総合事業の利用者が要支援から要介護になった際に、自治体の判断により、引き続き総合事業の利用を可能とする省令が発出されたが、利用者を介護給付から総合事業に置き換える内容とはなっていない。 なお、本区において該当する事業は、ご近所ミニデイ（サービス B）のみであり、国のガイドラインを待って実施について検討を行う。</p>	